

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社電算

制定 平成 27 年 10 月 30 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、株式会社電算（以下、「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスの基本的な事項を定めることにより、株主をはじめとするステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的とする。

(制定、改正および廃止)

第 2 条 本ガイドラインの制定、改正および廃止は、取締役会の決議による。

第 2 章 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(基本的な考え方)

第 3 条 当社は、経営理念（Corporate Mission（会社の使命）、Business Values（仕事の価値観）および Corporate Vision（目指す企業像）を定めた「DENSAN VALUES（電算の価値観）」）に基づき、経営の効率性、透明性の向上、中長期的な企業業績の維持向上および持続的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、コーポレートガバナンスの充実に継続して取り組む。

(基本方針)

第 4 条 株主の権利・平等性の確保

一 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の平等性の確保、的確な情報提供および株主との建設的な対話を充実させる等、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。

2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

一 従業員の多様性を確保しつつ、経営理念（「DENSAN VALUES（電算の価値観）」）、コンプライアンス・ポリシーおよび環境方針等に基づき、ステークホルダーと適切に協働するとともにその利益を尊重し、持続可能性を巡る課題に積極的かつ能動的に取り組む。

3 適切な情報開示と透明性の確保

- 一 有価証券報告書および半期報告書等による財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題等の非財務情報について、法令に基づき適切な開示を行う。
- 二 法令に基づく開示以外の情報について、当社ホームページやプレスリリース等を活用し、適時かつ確かな内容で提供する。

4 取締役会等の責務への対応

- 一 経営方針および株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、サステナビリティへの取り組み、事業ポートフォリオの見直しや設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等の経営資源の配分を含む経営戦略や経営計画等について建設的な議論を深め、戦略的な方向付けを行うことにより、長期的な企業業績の維持向上および持続的な企業価値の向上を図る。
- 二 経営の監督を担当する取締役と、業務執行を担当する取締役の役割・責務を明確にし、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社の経営および業務執行に対する多角的かつ十分な検討を経た当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

5 株主との対話

- 一 長期的な企業業績の維持向上および持続的な企業価値の向上に向け、経営戦略や経営計画等について、株主と建設的な目的を持った対話を行い、必要に応じて適切な対応を講じる。

第3章 ステークホルダーとの関係

(株主の権利・平等性の確保)

第5条 当社は、重要なステークホルダーである株主の権利を尊重し、少数株主等の権利行使にも配慮する等、その実質的な平等性を確保し、的確な情報提供および株主との建設的な対話を充実させる等、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努める。

2 株主の権利の確保

- 一 取締役の選任・解任等、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、会社法および金融商品取引法等の法令に則り適法・適正に対応する。
- 二 取締役会は、株主総会で取締役会提案議案について20%を超える反対投票がなされた場合、取締役会において、その理由および原因を分析し、必要に応じて株主との対話その他の対応の要否について検討する。
- 三 経営判断の機動性・専門性の確保の観点等から、株主総会決議事項の一部を取締

役会に委任する議案を株主総会に提案する際は、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮する。

- 四 株主の権利行使を事実上妨げることはないよう、会社法に則り適法・適正に対応する。また、少数株主権利については、株式取扱規程に定められた行使方法および会社法に則り適法・適正に対応する。

3 株主総会における権利行使

- 一 当社は、株主総会が株主との重要な対話の場であることを認識し、適切な情報提供を行い、株主がより参画しやすい株主総会の手続とする等、適切な環境（会社法・上場規則による情報開示、書面投票等による低コストでの議決権行使）の整備に努める。
- 二 事業報告や株主総会参考書類の記載内容の充実に努めるとともに、株主総会で株主が適切な判断を行うための情報を、必要に応じ的確に提供する。
- 三 株主が株主総会議案に対し十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ、早期発送に努める。また、取締役会における株主総会の招集決議から招集通知を発送するまでの間に、招集通知に記載する情報を当社ホームページに公開する。
- 四 株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供および株主総会議案に係る議決権行使期間を確保する等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程について、適切な設定を行う。
- 五 議決権の電子行使を可能とするための環境整備や招集通知の英訳は、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、必要に応じて検討する。
- 六 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を希望する場合には、信託銀行・弁護士等と協議し検討する。

4 資本政策の基本的な方針

- 一 株主利益の持続的な向上を目指し、資本コストの把握、充実した自己資本および健全な財務基盤の確保、ならびに資本効率性の向上を図ることを基本的な方針とする。
- 二 配当は、半期毎の業績に応じた株主利益還元策の実施を基本的な方針とし、配当性向 20%以上を指標とする。なお、各期の配当額については、情勢および見込まれる業績等を総合的に勘案して決定し、安定的な配当を行う。
- 三 事業への投資等を見極め、市場環境や経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策等、経営の諸施策の一環で、自己株式の取得を行うことがある。また、流動性を高めるため、株式分割を行うことがある。なお、自己株式の取得枠の設定または株式分割を決定した場合には、速やかに公表する。
- 四 支配権の変動や大規模な株式の希釈化をもたらすような資本政策については、

会社法、金融商品取引法、取引所規則等の法令を遵守し、社内役員会議にて十分な検討と議論を行ったうえで、独立社外役員が出席する取締役会にて決定し、株主に対して当該資本政策の実施の必要性および合理性等について速やかに開示するとともに、決算説明会等の場を活用して十分な説明に努める。

5 政策保有株式

一 政策保有に関する方針

取引先等との良好な取引関係および協業関係を構築・維持・強化し、事業機会の創出および事業の円滑な推進を図るため、取引先等の株式を取得し、保有することがある。

また、個別の政策保有株式について、保有意義、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等、保有の適否について定期的に検証を行い、取締役会において報告するとともに、その結果について開示する。

なお、保有意義や合理性等が乏しくなった政策保有株式については、市場への影響およびその他考慮すべき事情を勘案し、売却・縮減を検討する。

二 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権については、提案された議案が株主価値の毀損に繋がらないか、中長期的な企業価値の向上に寄与するかといった観点および投資先企業の状況等を勘案したうえで、適切に賛否を判断し議決権を行使する。

三 政策保有株主との取引等

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から当社の株式の売却等の意向を示された場合には、当社は、当該売却等を妨げる行為を行わない。

また、当社が政策保有株主との間で取引を継続するに当たっては、取引の経済合理性を十分に検証した上で取引継続の適否を判断する。

6 関連当事者間取引

一 当社と取締役または主要株主との間の取引、利益相反取引および取締役の競業取引については、取締役会規程において取締役会の付議事項として明示し、独立社外取締役が出席する取締役会において、事業年度の取引予定に係る取引条件およびその決定方法の妥当性等を十分に審議し、特別利害関係人である取締役を加えずに承認することを通じて監視を行う。

二 四半期ごとに競業取引や利益相反取引の状況を取締役会で報告するとともに、決議された包括承認額を超過する場合には、あらためて独立社外取締役が出席する取締役会において、特別利害関係人である取締役を加えずに承認することを通じて監視を行う。

7 株主との建設的な対話

一 対応方針

当社は、持続的成長かつ中長期的な企業価値の向上を図ることが株主共同の

利益につながるとともに、ステークホルダーの期待に応えるものであると考える。そうした考えに基づき、株主との対話を積極的に行い、経営・財務の状況のほか、経営戦略等の公表に当たっては、資本政策、事業ポートフォリオ、経営資源の配分等、定性的な情報についても適時かつ適切に提供することにより説明責任を果たすとともに、株主を含むステークホルダーからの期待に応えるよう努める。また、対話により把握した株主の意見・指摘等は、取締役に適宜報告し、必要に応じて経営に反映する。

二 体制

代表取締役社長を責任者とし、情報開示担当役員を定め、株主・機関投資家からの面談申込みについては、経営企画部門が受付窓口となり、情報開示担当役員と協議のうえ、面談が合理的であると判断する場合には、対応者を決定し、面談を行う。

三 対話等の手段

個別面談以外の対話および IR の手段は以下の通りとする。

- イ 定時株主総会
- ロ 決算説明会
- ハ 個人投資家向け説明会
- ニ プレスリリース（取材対応含む）
- ホ 当社ホームページ

四 インサイダー情報の管理

決算発表準備期間中における情報漏えいの防止および開示の公平性を確保するため、決算発表前の一定期間を沈黙期間とし、業績およびそれに付随する内容に関する問い合わせへの対応は控える。

（従業員との関係）

第6条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、ステークホルダーとの適切な協働が不可欠と認識し、適切な対応を行うため、行動規範である経営理念（「DENSAN VALUES（電算の価値観）」）およびコンプライアンス・ポリシー等を定める。

- 一 教育研修による従業員への浸透および役員による定期的なレビューにより、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成を図る。
- 二 「内部統制規程」および「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、内部統制の基本的要素が業務に組み込まれたプロセスを構築し、原則として、組織内の全ての業務について、方針・ルールや手続が社内規程やマニュアルに明示され、具体化されている状態を保つ。また、構築したプロセスを適切に機能させ、明示されている方針・ルールや手続について、組織内のすべての者がそれぞれの

立場で理解し、かつ遂行する。

- 三 「法令や定款・社内規程はもとより社会規範を遵守すること」をコンプライアンスとして定義するとともに、「コンプライアンス・ポリシー」を定め、役員および従業員の意識の向上とコンプライアンス体制の整備を図り、行動する。
- 四 「環境基本理念」「環境方針」を定め、地球環境の保全が人類共通の重要課題であることを認識し、企業活動のあらゆる面で地球環境の継続的な改善および汚染の予防に配慮して行動する。また、環境管理責任者に任命された担当取締役を中心とした推進体制を設け、活動目標・実行計画に基づいた環境保全活動を実施するとともに、全従業員向けの教育研修を実施し、周知徹底を図る。

2 多様性の確保

- 一 経験・技能・人格に優れた人材であれば、国籍・性別・職歴・年齢を問わず採用し、従業員の多様性を確保する。
- 二 全ての従業員が様々なフィールドで継続的に活動できる環境づくりのため、以下の項目について積極的に取り組む。
 - イ 育児休業の取得率の向上
 - ロ 所定外労働の削減
 - ハ 年次有給休暇の取得促進
- 三 中長期的な企業価値の向上に向けて、経営方針・経営戦略等を踏まえ、多様性の確保に向けた人材育成および社内環境整備に取り組む。

3 内部通報

- 一 「内部通報の取扱いに関する規程」を定め、外部に内部通報窓口を設ける。通報を受けてからは、通報案件の処理に係るフローチャートに則り適切に処理する。
- 二 内部通報体制の運用状況については、必要に応じて取締役会へ適宜報告を行う。

4 企業年金

- 一 従業員の福利厚生の一環として、確定拠出年金制度を導入する。
- 二 運用期間、運用商品の選定等、従業員に対する資産運用に関する教育機会の場を提供する。

（顧客との関係）

第7条 当社は、当社が有する顧客密着型の企業文化を継続して維持し、顧客に対し、全社一丸となって顧客密着型の営業、サポートおよび各種サービスを提供することにより、顧客の期待に応える。

（取引先との関係）

第8条 当社は、取引先と、健全な関係を継続して維持し、相互に協力して社会的責任を果たす。

(地域社会との関係)

第9条 当社は、地域社会の一員であることを自覚し、地域社会の持続的発展に貢献する。

(サステナビリティ)

第10条 当社は、経営理念、内部統制およびコンプライアンス・ポリシーの遵守ならびに地球環境の保全活動、人権の尊重、健康経営の推進、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理などのサステナビリティを巡る課題への対応が、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、当社の健全かつ持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を一層深化させることを通じて、地域社会にとって必要とされる企業として発展させる。

- 2 企業活動および製品やサービスの提供を通じて、社会課題の解決に取り組み、新たな価値を創造する。持続可能な社会の実現に向け、社会の一員として、環境・社会・経済の調和をとりながら、安全・安心で豊かな社会創りに貢献する。

第4章 適切な情報開示

(適切な情報開示と透明性の確保)

第11条 当社は、法令に基づく情報開示はもとより、株主やステークホルダーが必要とする非財務情報を含む情報等についても、任意で適時開示を行うとともに、当社ホームページ等を通じ、積極的に開示を行う。但し、法令上の制約がある場合、第三者の権利を侵害する恐れがある場合、その他正当な事由がある場合にはこの限りでない。

(情報開示の充実)

第12条 当社は、有価証券報告書および半期報告書等による財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題等の非財務情報について、法令に基づき適切な開示を行う。

また、法令に基づく開示以外の情報について、当社ホームページやプレスリリース等を活用し、適時、正確かつ公平な内容で提供する。

- 2 取締役等の選任・解任等にあたっての情報開示は、正確かつ具体的な記載を行う。
なお、社内および社外役員の選任理由は株主総会招集通知に記載する。
- 3 招集通知等の英訳は、海外投資家の比率が比較的低いことおよびコスト等を勘案し、行わない。今後、株主における海外投資家の比率等を踏まえ、必要に応じて招集通知等の英訳を検討する。
- 4 経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取り組み、人的資本や知的財産への投資等について、適切な開示を行う。

第5章 当社のコーポレートガバナンス体制

(当社の機関構成)

第13条 当社は、監査等委員会設置会社とし、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、監査等委員会により、監督・牽制機能の実効性の維持・向上を図る。また、外部会計監査人は、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）および監査等委員会ならびに内部監査部門等と連携し、効果的な監査を遂行する。

(取締役および取締役会の役割)

第14条 取締役は、株主に対する受託者責任を認識するとともに、ステークホルダーとの適切な協働を確保し、当社や株主共同の利益のために行動する。

2 取締役会に付議する事項は、法令、定款および取締役会が定める取締役会規程の取締役会付議事項に規定された、取締役会の決議を要する事項および経営の重要事項とする。また、重要な財産の処分および譲受、多額の借財については、金額基準を定め、その金額基準を超える案件については取締役会に付議し決定する。

3 取締役会は、法令、定款および取締役会規程で定められた重要事項を意思決定するほか、経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況に対して監督機能を発揮する。また、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の経営方針に基づき、戦略的な方向付けを行う。なお、重要な業務執行を決定する際には、戦略的な方向付けを踏まえ、説明責任の確保に向けて独立した客観的な立場から多角的かつ十分な検討を行うとともに、経営陣幹部（代表取締役社長、代表取締役専務および業務執行取締役を指す。以下、同様。）による適切なリスクテイクを支えることとする。

4 経営人材の育成

一 取締役会は、経営陣幹部の後継者の育成を最も重要な責務の一つであると認識し、具体的な経営戦略および社内の人事考課を踏まえ、後継者計画の策定・運用に主体的に関与し、経営陣幹部となる戦略的ビジョン、リーダーシップおよび業務執行力等を有する人材を特定するとともに、十分な時間と資源をかけて計画的にその育成に努める。

二 経営陣幹部の各候補となる人材には、十分な時間と資源をかけて計画的に複数の業務執行を経験させること等により幅広い知識・経験を蓄積させるほか、当社子会社の経営を任せる等、実際に経営者となって実務を行うことにより多くの知識・経験を積ませる。

三 取締役会は、代表取締役社長が事故等により職務を継続できなくなるような不測の事態に備えて、毎年、株主総会および取締役会の招集権者、議長の順位を審議・承認し、その職責を明らかにする。

(取締役会の構成と社外取締役の役割)

第 15 条 取締役会は、経験や専門知識等の背景が異なり、多様な知見を備えたバランスのとれた構成とし、員数は定款で定める、監査等委員でない取締役 14 名以内、監査等委員 4 名以内とする。また、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験と多様な知見を有する者を社外取締役として 2 名以上選任するものとし、監視・監督機能を強化するとともに、経営から独立した客観的な視点による意見を当社の経営方針に適切に反映させ、透明性の高い経営を行う。

2 社外取締役の役割

- 一 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行う。
- 二 経営陣幹部の選任・解任、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。
- 三 当社と経営陣・支配株主等との間の関連当事者間取引を監督する。
- 四 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

(独立性の判断基準)

第 16 条 当社は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の判断基準に加え、当社独自の「社外取締役の独立性判断基準」を策定し、社外取締役を選任する。

(取締役会の運営)

第 17 条 社外取締役を含む各取締役は、取締役会において活発に質問・意見を述べ、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。

- 2 開催頻度および審議時間の確保等を考慮した取締役会の年間スケジュールを全役員に配布するとともに、想定される審議事項を予め纏める。また、取締役会資料は十分に先立って事前配布を行い、必要に応じて関連する情報を提供する等、取締役会における審議の活性化を図る。

(情報入手と支援体制)

第 18 条 取締役は、必要に応じて取締役会事務局または内部監査部門から情報を入手する等、その役割・責務を実効的に果たす。

- 2 取締役会事務局が取締役会資料の確認を事前に行い、不足する情報があれば関係部門に情報提供を要請する。また、取締役会資料が、取締役に事前配布された時点で不足する情報があれば、取締役は必要に応じて情報の提供を求める。
- 3 取締役会事務局は、取締役が意思決定に必要な情報を随時提供する。

- 4 監査等委員は、監査等委員でない取締役および全部署の部署長と随時面談を行う等、適切に情報を入手する。
- 5 取締役は、業務上必要と認められる場合、弁護士やコンサルタント等、外部の専門家を活用し検討を行う。また、取締役が外部の専門家の助言を得る場合には、職務執行に必要と認められる予算を確保し、必要に応じて執行する。
- 6 内部監査部門は、各部門・支社に対して監査ヒアリングを実施する。当該監査において認識された業務執行の状況については、取締役会、監査等委員会の機能発揮に向け、問題点も含め、取締役等に報告するとともに情報共有を行う。なお、内部監査部門は、取締役の職務の執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に提供する。
- 7 社外取締役と、各事業部門等との連絡および調整は、経営企画部門が窓口となる。また、随時、常勤取締役を通じて、社外取締役からの意見および依頼事項を、各事業部門等が受け入れる体制とする。

（取締役会の評価）

第 19 条 当社は、取締役会全体の実効性について取締役が分析・評価（アンケート等）を実施し、取締役会に報告する。なお、評価結果は概要を開示する。

（監査等委員・監査等委員会）

- 第 20 条 監査等委員会は、株主に対する受託者責任を認識し、業務監査・会計監査を行うとともに、取締役会において積極的に意見・質問を行い、持続的な企業価値の向上に向けて経営の健全性および社会的信用を確保し、株主共同の利益のために行動する。
- 2 監査等委員会の員数は定款で定める 4 名以内とする。また、監査等委員の過半数は社外取締役とする。
 - 3 常勤監査等委員は、取締役会に加え、社内役員会議および幹部会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し、常時意見交換および情報収集する。収集した情報は監査等委員会において共有し、監査等委員会による監査の実効性を高める。

（外部会計監査人）

- 第 21 条 外部会計監査人および当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、監査等委員会または監査等委員、経理・経営企画等の関連部門が連携することにより、監査日程および体制を確保する等、適正な監査の確保に向けて適切な対応に努める。
- 2 監査等委員会および関連部門は、外部会計監査人と事前協議のうえ、十分な監査時間が確保されるよう、監査日程を決定する。
 - 3 外部会計監査人と代表取締役との間で、定期的に面談の機会を設ける。また、外部会計監査人と経理・財務担当の取締役との間では、適宜情報交換を行う。外部会計監査人が内部監査部門と連携できる体制を整え、外部会計監査人が必要とする情報は

適宜開示する。

- 4 会計監査、期中レビューおよび通期の監査概要報告等を通じ、外部会計監査人と監査等委員会、内部監査部門、社外取締役との連携を確保する。
- 5 外部会計監査人による法令違反事実等と是正措置の通知があった場合、通知の対象部門は、取締役会、監査等委員会、内部監査部門および経営企画部門に報告する。経営企画部門は内部統制管理台帳に登録し、改善指摘事項を対象部門に連絡する。対象部門は改善報告を経営企画部門に報告するとともに、改善されたか否かの検証を行う。
- 6 外部会計監査人の選任・解任・不再任の議案の内容が監査等委員会による決定であることを踏まえ、監査等委員会は、策定した外部会計監査人の選定と評価のための基準に則り外部会計監査人候補の適切な選定、外部会計監査人の適切な評価を行う。
- 7 監査活動の適切性・妥当性の評価にあたって、監査等委員は各部門から外部会計監査人の活動実態をヒアリングするほか、事業年度を通して自ら外部会計監査人より会計監査に係る報告聴取等を行い、外部会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価する。

（取締役のサポート体制・研修（トレーニング）方針）

- 第22条 当社は、取締役に対し、コンプライアンス、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等の研修を定期的実施する。
- 2 新任の取締役に対しては、就任時に当社に関する各種説明を行うほか、必要に応じて外部講師による研修、第三者機関による研修の機会を提供する。

（取締役の選解任・指名決定のプロセス）

- 第23条 当社は、取締役の選解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従って適切かつ機動的な意思決定と業務執行の監督を行うことができるよう、経歴、実績、専門的能力、知見、人格および各事業部門を網羅できるバランス等を考慮するとともに、多様性を確保し、適材適所の観点から総合的に検討する。
- 代表取締役の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従って行う。その選任に当たっては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を見据えた上で、経営を担うためには相応の経験や識見なども要請されるものと考え、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に努め、その役割を果たすことのできる適任者を十分な時間と資源をかけて検討する。また、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、代表取締役がその機能を十分発揮していないと認められる場合には、適時に取締役会で審議し、会社法の規定に従って手続を行う。

社外取締役の選任・指名について、経営、法務、財務および会計等の豊富な知識と経験を有し、多様なステークホルダーや社会の視点から経営やガバナンスの拡充に

対し、適切かつ積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる複数の外部出身者を、適材適所の観点から総合的に検討する。

監査等委員の選任・指名について、中立的・客観的な視点から監査を行い、持続的な企業価値の向上に向けて経営の健全性および社会的信用を確保できるよう、コンプライアンスを遵守し、当社事業に関する専門的な業務知識、専門技術に係る知識、優れた人格および深い洞察力など、豊富な経験および専門的知見を考慮して検討する。

社外監査等委員の選任・指名について、経営、法務、財務、会計等の豊富な知識と経験を有し、取締役会において、多様なステークホルダーや社会の視点に立った積極的な意見・質問を行うことができる複数の外部出身者を検討する。

- 2 本条第 1 項の方針に基づき、取締役の選解任・指名決定について、代表取締役社長、代表取締役専務および人事担当取締役が検討し、社外取締役を含む取締役会の決議により決定する。なお、代表取締役、取締役の選解任・指名の検討にあたり、適切な関与・助言を得るため、今後、独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会の設置を検討する。

（取締役報酬決定のプロセス）

第 24 条 取締役会は、取締役報酬決定の基本方針を、下記の通り決定する。

- 一 月額固定報酬（基本報酬および役位報酬）と業績変動報酬、株式報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とする。
 - 二 当社業績および株式価値の連動性を明確にし、株主との価値共有を進めることを目的に、役員に対し株式累積投資制度を導入する。
 - 三 中長期的な業績や株式価値と連動する投資制度として、インセンティブプランを設け、持続的な企業価値向上への動機づけを図る。
 - 四 業務執行から独立した社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬は支給しない。
- 2 本条第 1 項の方針に基づき、当社の監査等委員でない取締役の報酬決定について、株主総会の決議による報酬総額の限度内（年額 300,000 千円以内：第 59 期定時株主総会決議（2024 年 6 月 27 日開催））で、会社業績、貢献度等を斟酌し、社外取締役を含む取締役会の責任の下で、その授権を受けた代表取締役が決定する。なお、取締役報酬の検討にあたり、適切な関与・助言を得るため、今後、独立社外取締役を主要な構成員とする独立した報酬委員会の設置を検討する。

（内部統制）

第 25 条 当社は、内部統制を、業務の有効性および効率性、報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全の 4 つの目的を達成するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスとして位置付け、その内部

統制を確立し、円滑かつ効率よく運用するための基準を明確化するために、「内部統制規程」を定める。また、構築したプロセスを適切に機能させ、明示されている方針・ルールや手続について、組織内のすべての者がそれぞれの立場で理解し、かつ遂行する。

- 2 管理部門担当取締役をリスク管理担当役員とし、経営企画部門をリスク管理担当部署として、「リスク管理規程」を設け、当社のリスク管理に関する基本的事項および基本方針を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにする。また、管理・実践内容を代表取締役社長に報告することにより、リスク管理運用が有効に行われているか否かの監督を行う。
- 3 内部監査部門は、内部統制の評価に関して経営者を補助する立場として、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の整備および運用状況を評価する。なお、内部統制の評価は、取締役会へ報告する。

附 則

（規程の主管および改廃）

- 第1条 本ガイドラインは、経営企画部が主管し、改廃は取締役会決議による。
- 2 本ガイドライン内容の軽微な修正は、経営企画部長に授権する。

（施行）

- 第2条 本ガイドラインは、平成27年（2015年）10月30日から施行する。
- 2 本ガイドラインは、平成30年（2018年）12月1日より改正し施行する。
 - 3 本ガイドラインは、2021年12月17日より改正し施行する。
 - 4 本ガイドラインは、2024年6月27日より改正し施行する。

【参考資料1】

DENSAN VALUES（電算の価値観）

Corporate Mission（会社の使命）

1.5歩進んだ情報技術を、豊かな発想と情熱で活用することにより「お客さまにワンランク上の仕事を」「人々の生活に便利さを」提供する。

Business Values（仕事の価値観）

・お客さまにとって「頼りになる企業」になろう

電算の事業である情報サービス分野は、お客さまの仕事の中核を担うものです。電算は、お客さまにとって真に役立つサービスを長期的に提供することができる「頼りになる企業」になります。

・高い志を持ち、自ら創り出すことができる社員になろう

お客さまに高いサービスを提供するためには、一人ひとりが担当分野のプロフェッショナルになる必要があります。私たちは高い志・夢を持ち、その実現に向けてチャレンジします。

そして、チーム・個人自らが、主体的にビジョン、高い目標を持ち、具体的に実行し、結果に対し責任を持ちます。

・誠実でフェアであり続け、誇り高い行動をとろう

電算は、誠実でフェアな企業であり続け、社員は誇りを持ち正直な行動をとります。

・仕事に感動を吹き込もう

私たちが目指すのは、お客さまからの高い評価や、目標を達成した時に得られる感動ある仕事です。そのために「仕事への想い」「仕事を通じての成長」「明るいコミュニケーション」を大切にします。

・利益ある事業成長を目指そう

利益は、お客さまが私たちの仕事を評価してくれた結果であり、社員の生活の向上、企業成長のための投資、株主へのリターン、社会貢献のための原資です。

そのため電算は、利益ある事業成長を目指します。

Corporate Vision（目指す企業像）

「輝く会社」「輝いている社員」「輝ける仕事」

以上

【参考資料2】

コンプライアンス・ポリシー

当社は、情報サービス事業者として、信頼と品質に優れた製品やサービスによって、「お客様にワンランク上の仕事を」、「人々の生活に便利さを」提供することを使命とします。

この使命を実現し続けるためには、役員および社員一人ひとりが社会の一員としての責任を理解し、正しい行動をとるよう心がけ、お客様からの信用・信頼を強固にしていくことが重要であると考えます。

当社では、コンプライアンスの定義を、より広く「法令や定款・社内規程はもとより社会規範を遵守すること」とします。このコンプライアンスを実現するために、コンプライアンス・ポリシーを制定し、これを企業倫理基本方針として、役員および社員の意識の向上とコンプライアンス体制の整備を図り、行動します。

1. 法令・社会規範の遵守

- ・法令や定款・社内規程はもとより、社会規範を遵守します。

2. お客様満足の追求と信用・信頼の向上

- ・安全性と品質に優れた製品・サービスを開発、提供します。
- ・お客様のニーズを把握して生活向上や課題解決に寄与し、お客様の満足と信頼を獲得します。

3. 企業価値の向上と永続的な発展

- ・収益の追求と健全な企業活動に基づき、企業価値の向上に努め、永続的な発展を図ります。

4. 適切・迅速な情報開示

- ・適切な情報を迅速に開示し、企業経営の透明性を高めます。
- ・適正な会計処理を行い、信頼性の高い経営状況を報告します。

5. 情報の厳重な管理と守秘義務の徹底

- ・当社の「情報セキュリティ方針」、「個人情報保護方針」に従い、情報資産や個人情報を厳重かつ適正に管理し、情報システムのセキュリティについて適切な対策を講じます。

6. 人権の尊重と健全な職場の形成

- ・人権を尊重し、安全かつ健康的で働きやすい職場を形成します。

7. 反社会的な勢力との関係遮断

- ・社会の秩序と安全に脅威となる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨みます。

8. 健全な競争と公正な取引の維持

- ・お客様、仕入先やその他取引先との公正な取引関係を維持します。
- ・健全で自由な競争を基本とした事業活動を推進します。

9. 環境の保全と社会貢献

- ・地球環境の保全のため、当社の「環境方針」に基づき、環境への影響の低減に努力して

いきます。

- ・社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動に積極的に取り組んでいきます。

10. 国際的事業活動における国際ルール・現地法令の遵守と現地の文化や慣習の尊重

- ・海外企業との取引においては、国際ルール・現地の法令を遵守します。
- ・現地の文化や慣習を尊重し、相互信頼に基づく事業活動を推進します。

11. 経営者による社員への企業理念、企業倫理の徹底

- ・経営者は、コンプライアンスの実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社員に対し企業理念や本ポリシーに基づく行動の徹底を図ります。

12. 経営者による問題解決姿勢

- ・本ポリシーに反するような事態が発生した場合は、経営者自らが、問題解決にあたる姿勢を明らかにし、原因究明、再発防止、情報開示に努めます。

以上

【参考資料3】

内部統制システムの構築に関する基本方針

平成 18 年 5 月 2 日制定

- 1 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - (1) 当社は、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス・ポリシー」を定め、これを取締役および従業員に周知徹底させます。
 - (2) 当社のコンプライアンスに関する体制は、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当役員とし、経営企画部をコンプライアンス担当部署とします。
- 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
 - (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および取締役を決議者とする稟議書などの取締役の職務執行に係る文書については、法令・社内規程に従い、適切に保存および管理を行います。

また、情報の管理については、「情報セキュリティ方針」および「個人情報保護方針」に従い対応します。
- 3 当社のリスクの管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 当社は、管理部門担当取締役をリスク管理担当役員とし、経営企画部をリスク管理担当部署として、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理を実施します。
 - (2) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査を実施します。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を見直し、必要があれば監査方法の改訂等を行います。
- 4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 当社は、定例の取締役会を毎月 1 回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、「取締役会規程」により定められている事項およびその付議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守します。
 - (2) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を策定・実行します。また、毎月予算実績報告を取締役会に報告し、全社および各部門の目標の達成状況を検証します。
- 5 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

について

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について

- (1) 当社は、経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握します。
- (2) 子会社における経営上の重要な案件を、当社への合議・承認が必要となる事項として定め、関係書類の提出を求めるなど、事前協議の上、意思決定を行います。
- (3) 子会社における業務執行状況および決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認します。

ロ. 子会社のリスクの管理に関する規程その他の体制について

- (1) 子会社のリスクについては、子会社管理部署が、当社グループ全体のリスクの把握・管理を行います。グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のリスク管理担当役員および子会社管理部署に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制を整備します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 子会社管理について、子会社管理部署が子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業および経営の両面から子会社を指導・育成します。
- (2) 子会社管理部署は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書などの経営内容、予算実績対比等の提出および報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握します。また、子会社管理部署は、子会社の決算損益等を定期的に当社取締役会に報告します。

ニ. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を当社グループ全体のコンプライアンス基本方針とし、コンプライアンスに関する規程および関連規程に基づき、当社グループ内の子会社におけるコンプライアンス推進を支援します。
- (2) 当社取締役および従業員を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令および定款に適合するための指導・支援を実施します。
- (3) 当社の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施します。

6 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および従業員に関する事項ならびに当該取締役および従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に

関する事項について

- (1) 監査等委員会を補助すべき従業員については、管理部門担当取締役が監査等委員会の意見を十分に検討し、必要に応じて人員を配置します。
- (2) 監査等委員会を補助すべき従業員の人事異動については、監査等委員会と管理部門担当取締役が協議し、決定します。
- (3) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

7 当社の監査等委員会の前号の取締役および従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- (1) 監査等委員会を補助すべき従業員は当社の就業規則に従いますが、当該従業員への指揮命令権は各監査等委員に属するものとし、異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査等委員会と事前協議のうえ実施します。

8 当社の監査等委員会への報告に関する体制について

イ. 当社の取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制について

- (1) 常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、全社幹部会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとします。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告します。

ロ. 子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制について

- (1) 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または従業員にその説明を求めることとします。
- (2) 子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査等委員会に報告します。

9 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- (1) 「内部通報の取扱いに関する規程」において、内部通報に携わる者は通報・相談の受付、事実確認および調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止しており、漏らした場合には当社または子会社の社内規程に従い処分を科します。

また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱い（降格、減給、解雇、派遣労働者の交代、労働者派遣契約の解除等）を禁止しています。

10 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

（１）取締役は監査等委員による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を措置します。

11 その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

（１）取締役および従業員は、監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を高めるため、監査等委員会の監査に協力します。

（２）監査等委員は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催し、また内部監査室と連携を図り、効果的な監査業務を遂行します。

12 当社の財務報告の適正性を確保するための体制の整備について

（１）当社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、財務報告に係る具体的な内部統制の整備および運用を定め、財務報告の信頼性および適正性を確保します。

13 当社および子会社から成る企業グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容について

（１）当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもちません。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

（２）当社グループは、反社会的勢力についての理解を深め、関係を排除するための対応および毅然とした対応ができるよう、定期的に社内教育を行います。

以上

<改定履歴>

平成 24 年 3 月 1 日一部改定

平成 27 年 4 月 15 日一部改定

平成 27 年 10 月 30 日一部改定

平成 27 年 12 月 1 日一部改定

平成 31 年 4 月 1 日一部改定

2021 年 4 月 1 日一部改定

2021 年 12 月 1 日一部改定

2024 年 6 月 27 日一部改定

【参考資料4】

環境基本理念

株式会社電算 本社及びデータセンター（以下「当事業所」という。）は、地球環境の保全が人類共通の重要課題であることを認識し、企業活動のあらゆる面で地球環境の継続的な改善及び汚染の予防に配慮して行動します。

環境方針

当事業所は、総合情報サービス業として、情報処理サービス、情報通信サービス、情報保管サービス、運用・監視サービス、ソフトウェアの開発・販売及びコンピュータ機器・用品の販売等を事業としており、社内においても大型コンピュータやサーバー・パソコン等を数多く利用しています。これらを踏まえ、以下の方針に基づき環境保全活動を推進します。

1. 当事業所の事業活動が環境に関わる影響を認識し、総合情報サービス企業として、環境に配慮した製品・サービスの開発や提供を行うとともに、省資源、省エネルギー、地球温暖化防止の推進に努め、環境負荷低減に貢献します。
2. 法規制、同意した協定その他の要求事項、さらに当事業所が定めた自主基準を遵守します。
3. 環境保全活動を推進するにあたって、環境マネジメントシステムを構築し、環境目的・目標を定め、当事業所に従事する全員をあげて、その実現を図ります。また、定期的に見直しを行い、環境の継続的な改善及び汚染の予防に努めます。
4. 当事業所で働く又は当事業所のために働くすべての人に対してこの環境方針を周知し、意識の向上を図り、一般にも公開します。

以上

【参考資料 5】

取締役候補者選定基準

1. 取締役会の役割

取締役会は、法令、定款および取締役会規程で定められた重要事項を意思決定するほか、経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況に対して監督機能を発揮する。また、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の経営方針に基づき、戦略的な方向付けを行う。なお、重要な業務執行を決定する際には、戦略的な方向付けを踏まえ、説明責任の確保に向けて独立した客観的な立場から多角的かつ十分な検討を行うとともに、経営陣幹部（代表取締役社長、代表取締役専務および業務執行役員を指す。）による適切なリスクテイクを支えることとする。

2. 取締役会の規模・構成

取締役会は、経験や専門知識等の背景が異なり、多様な知見を備えたバランスのとれた構成とし、監査等委員でない取締役の員数は定款で定める14名以内とし、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）の員数は4名以内とする。

3. 監査等委員でない取締役候補者の選定に関する基本方針

当社は、当社の経営方針を高いレベルで体现することおよび株主からの受託者責任を認識することができ、優れた人格、豊富な経験および多様な知見を有し、当社事業について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができ、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益に寄与することができる人物を取締役候補者として選定する。

4. 監査等委員でない社内取締役候補者の選定に関する基準

上記3の基本方針に基づき、監査等委員でない社内取締役候補者は以下に掲げる事項を満たす者を選定する。

- （1）コンプライアンスを遵守し、当社事業に関する専門的な業務知識、専門技術に係る知識、優れた人格および深い洞察力など、豊富な経験および専門的知見を有している。
- （2）当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、経営に対する意見表明、助言・監督を行う能力を有している。

5. 監査等委員でない社外取締役候補者の選定に関する基準

上記3の基本方針に基づき、監査等委員でない社外取締役候補者は以下に掲げる事項

を満たす者を選定する。

- (1) 経営、法務、財務、会計、行政、教育等の分野で指導者もしくは指導的役割を担い、優れた人格、豊富な経験および専門的知見を有している。
- (2) 当社事業に対する関心が深く、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、経営に対する意見表明、助言・監督を行う能力を有している。

6. 監査等委員の役割・責務

監査等委員は、株主に対する受託者責任を認識し、取締役の職務の執行が、法令・定款を遵守して行われているか中立的・客観的な視点から監査等を行うとともに、持続的な企業価値の向上に向けて経営の健全性および社会的信用を確保し、株主共同の利益のために行動する。

7. 監査等委員会の規模・構成

監査等委員会は、経験や専門知識等の背景が異なり、多様な知見を備えたバランスのとれた構成とし、員数は定款で定める4名以内とする。監査等委員会は、常勤監査等委員と過半数の社外監査等委員で構成され、財務および会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。

8. 監査等委員候補者の選定に関する基本方針

当社は、株主からの受託者責任を認識することができ、優れた人格、豊富な経験ならびに財務および会計を含めた多様な知見を有し、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の健全性および社会的信用を確保し、株主共同の利益に寄与することができる人物を監査等委員候補者として選定する。

9. 社内監査等委員候補者の選定に関する基準

上記8の基本方針に基づき、社内監査等委員候補者は以下に掲げる事項を満たす者を選定する。

- (1) コンプライアンスを遵守し、当社事業に関する専門的な業務知識、専門技術に係る知識、優れた人格および深い洞察力など、豊富な経験および専門的知見を有している。
- (2) 当社事業に対し、中立的・客観的な視点から監査等を行い、持続的な企業価値の向上に向けて経営の健全性および社会的信用を確保できる。

10. 社外監査等委員候補者の選定に関する基準

上記8の基本方針に基づき、社外監査等委員候補者は以下に掲げる事項を満たす者を

選定する。

- (1) 経営、法務、財務、会計、行政、教育等の分野で指導者もしくは指導的役割を担い、優れた人格、豊富な経験および専門的知見を有している。
- (2) 当社事業に対し、中立的・客観的な視点から監査等を行い、持続的な企業価値の向上に向けて経営の健全性および社会的信用を確保できる。

11. 監査等委員でない取締役候補者および監査等委員候補者の欠格事由

- (1) 職務およびその他において法令違反・規程違反等が認められる。
- (2) 反社会的勢力との関係が認められること。

12. 監査等委員でない取締役および監査等委員候補者の再任・解任に関する基準
任期中における事業執行状況、実績、監査等業務状況等を評価・勘案する。

以上

<改定履歴>

2024年6月27日一部改定

【参考資料 6】

社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下の何れにも該当してはならないものとする。

1. 当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）または兄弟会社の業務執行者
2. 当社を主要な取引先（当社との取引の支払額または受取額が当該企業の売上高の3%以上を占めている企業）とする者またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（当社との取引の支払額または受取額が当社の売上高の3%以上を占めている企業）またはその業務執行者
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭（個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 最近1年間において、2から4までの何れかに該当していた者
6. その就任の前10年以内の何れかの時において、1に該当していた者
7. 次の（1）から（3）までの何れかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 - （1）1から6までに掲げる者
 - （2）当社またはその子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
 - （3）最近1年間において（2）に該当していた者

以上

参照資料：「上場管理等に関するガイドライン」（東京証券取引所）Ⅲ5(3)の2

<改定履歴>

2021年12月17日一部改定

2024年6月27日一部改定